

鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月4日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第48号

鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和63年鳥取市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「81,290円」を「85,490円」に、「40,600円」を「42,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。